

イギリスの大学入学者選抜制度と最近の改革動向

研究開発部試験制度研究部門 山村 滋

はじめに

1994年8月20日のタイムズ紙は、1人の少女の自殺を一面トップで報道していた。それは8月18日に公表されたGCE-Aレベル(General Certificate of Education, Advanced Level)の結果に失望してのことであった。イギリスでは8月にGCE-Aレベルの結果が本人に公表される。そして、これにより大学への合否が決まるのである。「昔はAレベルの結果を悲観しての悲劇などなかった。もっとおおらかだった。」私が1994年3月末から10か月間、在外研究でお世話になった、ブリストル大学のP.ロビンソン教授はこう語ってくれた。この悲劇は、イギリスでも大学入学競争が激化しつつあることの象徴的な出来事かもしれない。イギリスには、我が国のようないわゆる入学試験といったものは行われていない。大学入学にあたって、大きく影響を及ぼすのが、上に述べたGCE-Aレベルという資格試験の結果である。本稿では、イギリスの大学入学制度の仕

組みと、最近の改革動向について述べたいと思う。なお、イギリスでは大学入学のための資格試験制度として、GCE以外のものもあるが、ここでは、最も一般的かつ伝統的なGCEについて言及する。

I GCE試験制度

各大学は入学者の選抜に、次のような科目別の資格試験を利用している。GCE-Aレベル(主として18歳を対象)、GCE-ASレベル(General Certificate of Education, Advanced Supplementary Level, 主として18歳を対象)、GCSE (General Certificate of Secondary Education, 主として16歳を対象)である。このうち、合格に大きな影響を及ぼすのがGCE-Aレベルである。これらの試験は、大学や政府から財政的に独立した、試験実施団体(Examining Board)によって運営されている。現在、イングランドに4、ウェールズに1団体が存在する。

これらの試験の特徴は、試験の種類

の多さと(例えば、1994年度の北部試験評価委員会の場合、Aレベルは61科目設定されている)、特に、GCEの場合は、記述式を中心とした長時間の試験方式にある。また、例えば、化学などでは、実際に実験をさせるというようなことも行われているのである。なお、成績の評価はグレード(grade)でなされる。

II 大学入学資格要件

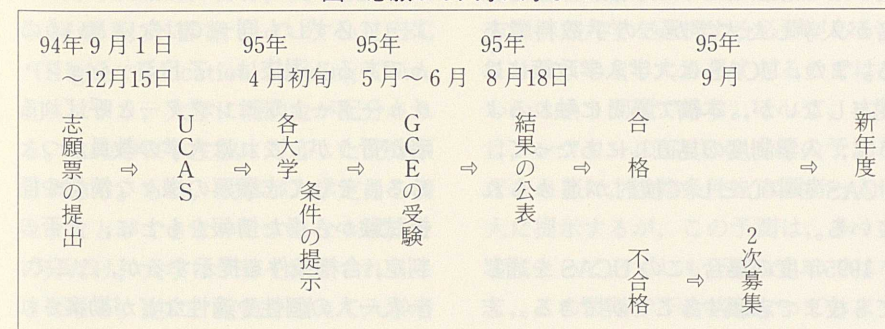
イギリスでは、統一的な大学入学資格要件はなく、個別の大学が入学要件を定めているが、それは、①一般要件、②コース要件、③年齢要件、から構成されている。一般要件はそれぞれの大学における共通の要件であり、これは大学によってかなり異なる。例えば、ブリストル大学の場合、少なくともAレベル2科目を含んで、AレベルとGCSEのグレードC以上で、合計5科目、もしくは、Aレベル3科目を含ん

で、AレベルとGCSEのグレードC以上で、合計4科目、もしくは、Aレベル2科目を含んで、AレベルとASレベルで、合計4科目。コース要件は、それぞれのコースへ志願するための要件であり、例えば、1995年度のブリストル大学の場合、経済コースでは、数学を含んで、Aレベル3つであり、ASレベルは、2つでAレベル1つに代替可能である。また、化学コースの場合、化学を含むAレベル3つである。年齢要件は、その大学に入学可能な最低の年齢に関する要件であり、ブリストル大学の場合、入学する年の10月1日に17歳になっていることである。

III 大学志願から合格決定のプロセス

イギリスの大学に入学するには、志願から合格決定まで1年近くかかる。図に示すように、1995年度入学、つまり、1995年の秋に大学に入学しようとする場合、志願票の提出は、1994年の

図 志願から大学入学まで



9月から12月にかけてであり、これをUCAS（ウーカス：Universities and Colleges Admissions Service）という大学入学仲介機関に提出する。

イギリスでは、日本と異なり重要な機関が地方都市にある場合も多いが、このUCASも、イングランド西部の静かな保養地チェルトナムに置かれている。かつては、イギリスでも個別の大学が志願を受付けてきたが、大学入学希望者の増加に伴い、効率的に大学入学志願者を扱うことを目的として、1961年に設けられた機関がUCASの前身であるUCCA（Universities Central Council on Admissions）である。初めは参加する大学も全部ではなかったが、今ではイギリスの放送大学であるオープン・ユニヴァーシティ（Open University）を除くすべての大学が、この機関を通して入学者の選抜を行っている。なお、財政的には、政府からは独立しており、その主な財源は、志願者からの志願のための手数料と、志願者が入学した大学からの手数料である。また、UCASは大学入学政策には関与しないが、本稿であとに触れるように、入学制度の見直しにあたって、UCASを中心として検討が進められている。

1995年度の場合、このUCASを通じて8校まで志願することができる。志願票には、志望大学・コースの他に、

GCEやGCSEの成績及び今後の受験予定、志願者自身が記入する志望動機などの情報、レフリー（通常は志願者の教員や校長）の受験予定の科目の成績の予測などについてのコメントが記載される。

UCASを通して、各大学に志願票は配付される。各大学は、4月の初旬までに選考の結果を示す。この結果には、合格、条件付き合格、不合格の3種類がある。

この時期には、多くの志願者はGCEの受験前であるので、条件付き合格が提示される場合が多い。なお、複数の大学から条件付き合格が出た場合、この段階で2校（第1志望、第2志望）までの志願としなければならない。

条件の提示の仕方は、例えば、数学においてグレードA、物理においてグレードBであることといった場合や、Aレベル3科目においてグレードBBCという方法でなされる。ここで特に注意したいのは、合格条件は人によって必ずしも同一ではないということである。選抜は、アドミッション・チューターとかセクターと呼ばれる者が行うが、これは大学の教員がつとめる。そして志願票の様々な情報や面接試験から得た情報をもとに、可否の判定、合格条件を提示するが、ここで、一人一人の個性や適性などが勘案されることになる。別の言い方をすれば、

統一的な明確な選抜の基準は存在していないということである。

Ⅳ UCASシステムの見直しについて

1. 改革検討の背景

前述のように、UCASが改革についての検討を行っているが、改革の背景としては以下の3点が挙げられる。

①大学のセメスター制の導入をめぐる議論

直接の契機は、大学におけるセメスター制の導入を巡る議論であった。セメスター制の導入を検討したフラワーズ委員会（Flowers Committee）は、クリスマス前に15週間の開講期間を設けることを提案していた（1993年11月）。このことは、必然的に大学入学手続きのスケジュールに影響を及ぼす。現在10月の初旬ころから始まる新年度を、9月の初めからにすることが必要とされるのである。

②大学における予算配分の問題

イギリスにおいては、高等教育機関の経費配分審議会であるHEFC（Higher Education Funding Council）により、大学に補助金が配分される。この中に学生数に対応した配分項目がある。もし、大学が入学定員を満たすことができないとするならば、その分だけ、大学は予算を減額されることになる。逆に、定員を超えて入学者を受入れたとしても、その分が増額さ

れるわけではない。従って、大学としては、定員どおりの入学者を確保することが望ましいのである。しかしながら、現行のGCE試験受験前に合格条件を提示する方式では、定員丁度の人数を確保することが難しい。なぜならば、合格条件を緩やかにすれば、他大学へ逃げる人数分を予測に入れても、定員以上に合格者を出すおそれがある。また、合格条件を厳しくして、合格者を少なくすれば、2次募集で定員までの入学者を確保しなければならないが、必ずしも、それがうまくいくとは限らない。従って、大学側としては、入学者をできるだけ効率よく定員一杯まで確保できるようなシステムが望ましいのである。

③受験者にとっての選択の自由と公平性の問題

また、受験者にとっても、現行のシステムが選択の自由と公平性の観点から、最良のものではない。

志願者は、入学する年の前年の秋に、志願する大学を選択する必要がある。これは、あまりにも早すぎるのではないかという問題である。そして、大学は、レフリーのGCEの成績の予測などをもとに、合格条件を志願者一人一人に提示するが、この予測は、多くの者にとって必ずしも正確なものではなく、この段階で不合格になってしまう志願者がいる。しかしながら、このよ

うな志願者が、必ずしも学力が低いとは限らない。例えば、医学部志望のある学生は、5つの大学すべてから合格条件を提示してもらえず、GCE受験前に不合格となったが、この学生は、実際には5つのAレベルで優秀な成績を修めた例を、イギリスの新聞は報道していた。従って、このような学生の存在は、より公平なシステムの必要性を訴えているのである。

2. 改革案

このような事情を背景にして、UCASは改革するならば、どのような案があり得るかについての検討を行い、その結果を協議文書として1994年6月に公表した。

1) 現行システムの可能性

もし、現行のシステムが機能するためには、1994年度の場合、8月15日までに、入学する大学が決まらなければならない。現行では、1994年度の場合、8月18日がAレベルの結果発表の日であるから、たとえ、新学期の始まりを多少遅らせたとしても、合格条件の提示後、志望大学は1校のみとすること、及び、2次募集は廃止することが必要であろうと考えられた。このような現行のシステムを基本的に存続させる案には、次のような利点並びに欠点がある。

利点

①現在、第2志望まで認められたた

め、すべての志願者の合否が、Aレベルの結果の公表直後に分かるわけではない。この改革案では、1校のみの志望とするしかないと、Aレベルの結果が公表される日に、合否が判明する。

②現在のような、2次募集のための大騒ぎがなくなる。

③選抜の見地からは、必ずしも完全なものではないにしても、志願手続きが多くの人にとって、既に分かっていること。

欠点

①大学入学者のうち、現在2次募集で約16%ほどの学生が入学しているが、2次募集での入学者を別の時期、例えば、1月に受け入れる必要がある。しかし、このことによって彼らは、4か月ほど高等教育を受ける時期が遅れてしまう。

②志願校は1つのみとなる。

③2次募集がなくなると、入学者数のコントロールができなくなる(欠員を埋められない)

④学位コース以外のコース(Higher National Diploma)に合格を認められた者が、2次募集で学位コースに入れる場合があるが、これが不可能になる。

⑤各大学は、志願者の志望したコースの合格条件は満たしていないが、それ以外のコースへなら、合格を認める場合があるが、こういったことは時間的にできなくなる。

⑥GCSEの成績の結果待ち(これは、Aレベルの1週間後に結果が公表される)の志願者、あるいは、海外からの志願者を受け入れる時間的余裕がなくなる。

⑦2次募集で入学を認められる、志願票を遅れて出した人たち(多くの場合は、成人志願者)や成績が合格条件より少し低かった人たちは、入学が9月でなくて、もっと遅い時期になる。

このような、現行のシステムを基にしたシステムは、欠点が利点をうわまわるとUCASの検討委員会は結論付けている。

2) 現行システムに代るシステム

第2に現行システムに代るシステムを検討している。これはGCEの結果後に、コンピュータを利用して合格大学を決定する以下のようなシステムの提示である。

(1)現行の選抜システムは選抜基準が明確に提示されていないが、これに関して各大学は、選抜に考慮する要素それぞれについて、ポイントの形で提示するようにする。選抜に考慮する要素としては、以下の諸点が考えられるとしている。

①Aレベル等の資格成績に関する要求水準

②面接試験の成績

③在学中の学習に関する公式記録(Record of Achievement)

④他の資格(例えば、音楽関係の資格に関する成績)

⑤年齢

⑥人種

(2)志願者は、希望する大学・コースを示す(複数)。なお、第何志望まで可能かはまだ正確にはわからない。また、7月1日までは、志望の変更等が可能にようにする。

(3)様々な資格試験の結果をポイント化する時の基準は、大学間で共通にすること。

以上をもとに、Aレベルの結果公表後に直ちに、合否の決定を行うというシステムの提示である。

この制度案は、以下のような利点・欠点がある。

利点

①志願先の選択を現在よりも遅らせることができる。

②大学側は定員一杯まで、コントロールできる。

③合否の決定が効率よくできる。

欠点

①必ずしも全員の入学先が8月に決まるとは限らない。

②現在のシステムの有する、Aレベル公表時及び2次募集にかかわる融通性がなくなる。

③GCSEの成績の結果待ち(これは、Aレベルの1週間後に結果が公表される)の志願者、あるいは海外からの

志願者を受け入れる時間的余裕がなくなる。

④志願票を遅れて出した人たちに対する対応ができなくなる。

3) 下院に提出された改革案

上記の案とは別に、現行のシステムの不十分さに対して、A レベルの結果公表後に選抜を行う、下記のような改革のための提案が、イギリス下院においてなされている(1994年5月)。

志願者は1月1日から、UCAS に登録する。志願者は、志望校(志望順位を付けて複数)や志願者個人についての記述、A レベルなどの校外試験の結果などを10月1日までに送る。大学は、必要ならば、面接を実施する。そして大学は、合格・不合格を12月10日までに決定する。この案では、大学の新年度は従来の秋に始まるのではなく、年が明けてから始まることになる。この制度案は、以下のような利点・欠点がある。

利点

①志願者は、志願先を、現行のシステムに比べて、十分に検討することができる。

②大学側は定員一杯まで、コントロールできる。

③現在と同様に、アドミッション・チューターと志願者間の面接情報をうまく活かすことができる。

④条件付き合格という曖昧な提示のし

かたは不要になる。

欠点

①新学期の開始時期か校外試験のスケジュールを大幅に変更する必要がある。

②中等学校の離学時期と大学入学時期の間の期間をどうするか。

③志願者が志願先を決めるのは、離学後になるので、志願先をだれが、どう指導するか。

4) 各界の反応

以上のような改革案に対して、以下のような反応がみられる。実際の資格試験の結果に基づく選抜方法の方が、現行の方法よりもよいという点では、大学、学校ともに意見が一致している。しかし、実際の改革案に結びつく話となると、多くの大学は現行のシステムに満足しており、改革する必要はないと考えている。また、学校側は、A レベルの試験時期を早めることについては、準備の期間が短くなるから反対である。試験実施団体は、現行の採点期間をこれ以上短縮することは不可能であると主張する。このように関係各者のそれぞれの利益がからみ、長期的には改革の必要性があることは認識されながらも、今回の改革案についてはあまり肯定的ではないようである。

おわりに

以上のように現行の大学入学システムの見直しは、イギリスにおいて検討されている。筆者が UCAS で、見通しはどうかと尋ねたところ、急激な変革を持ち込むのは、なかなか難しく、関係団体・関係者のそれぞれの利益を調整しつつ、漸進的な改革を進めていくほかはないであろうということであった。

このような改革案・論議を通して言えるのは、次のようなことであろう。周知のごとく、イギリスの大学は伝統的にエリートのためのものであり、そこでの選抜には、分かりやすい形での公平さよりも、才能の発掘や適性の判定に重きが置かれてきた。それゆえ、個人個人によって、合格条件が異なるといったことも当然のこととして行わ

れてきた。しかしながら、1980年代後半からの一連の高等教育改革では、高等教育就学者の大幅な増員がその政策目標として掲げられている。このような大衆化の流れのなかで、より目に見える形での公平さが必要になってきたのである。従来のエリート選抜型の良さを保ちつつ、公平さの中身をどのようなものとしていくのか。これが、イギリスの大学入学制度の在り方を巡る基本的な課題の1つであろう。その際、最も重要なのは、未来を担う若者や学習者の利益を最優先することを忘れてはならないということであろう。

最後に在外研究中、様々な面で大変お世話になったブリストル大学心理学科の P. ロビンソン教授や同学科の方々に、この場をお借りして、心よりお礼を申し上げます。